

(福岡県土整備事務所)

3 福整第 2 号-1172
令和 4 年 3 月 10 日

(株) 藤原組

藤原 定司 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



特定 建設業の許可について (通知)

令和 4 年 2 月 15 日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(特-4) 第 101836 号
許可の有効期間	令和 4 年 5 月 14 日から 令和 9 年 5 月 13 日まで
建設業の種類	

土木工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

とび・土工工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 9 年 4 月 13 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)